

主管部	普及広報部
規程番号	tmtu-5

地 域 組 織 規 程

一般社団法人 東京都トライアスロン連合

2009年 4月 1日 施行

2014年 4月 1日 改訂

TMTU 地域組織規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人東京都トライアスロン連合（以下「TMTU」という。） 定款第 5 条 3 項に基づいて、地域組織の加盟について必要な事項を定めることを目的とする。

(加盟団体の基準)

第 2 条 加盟団体は次の基準による。

- (1) 市区町村を単位として設立されていること。
- (2) 当該市区町村内において、トライアスロン競技者を代表する唯一の団体であること。
- (3) 規約を有し、民主的な意思決定、執行、代表する機関が確立され、組織運営がなされていること。
- (4) TMTUの目的に賛同し、当該市区町村の体育協会加盟を目指す団体であること。
- (5) 宗教、政治、営利を目的とした事業を行う団体でないこと。
- (6) TMTUの定める本規程その他諸規程を遵守し、組織・事業等が公正に運営されていること。
- (7) 当該市区町村に在住・在勤するトライアスロン競技者により会員が構成され、入会にあたって恣意的な選別がなされていないこと。
- (8) TMTUの各種事業に積極的に協力し、他の加盟団体との交流、協力ができる体制であること。

(加盟団体の義務)

第 3 条 加盟団体は、次の事項を行わなければならない。

- (1) TMTU連絡員を配置し、加盟団体とTMTUの連絡調整を行うこと。
- (2) TMTUの実施する事業に対し、団体の規模・経済状況に応じた人的派遣を行うこと。
- (3) 年度毎に活動計画書及び活動報告書をTMTU理事会に提出すること。
- (4) TMTUの定例運営会議に代表者を派遣すること。
- (5) 別に定める会費規程に従い、会費を支払うこと。

(加盟団体の加盟手続き)

第 4 条 加盟団体になろうとする団体は、次の文書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 規約の写し
- (3) 役員名簿
- (4) 事業計画・予算案・事業計画・決算書
- (5) 会費振り込み先指定口座（郵便口座か銀行口座）

(加盟団体への補助金等)

第 5 条 TMTUは、第 3 条第 3 項に定める書類で加盟団体の活動状況を確認のうえ、加盟団体に対して次のことを行う。

(1) 補助金の交付 補助金は上半期に、当該市区町村における TMTU の前年度登録会員数×都度理事会承認による基準単価を基本として算出する。

(2) 助成金の交付 ~~TMTU 指定の事業活動への人員派遣人数の 1 名×都度理事会承認による基準単価を助成することを視野に検討する。~~

加盟団体の事業活動（年間 1 団体 1 事業のみ対象）への助成金として、前年度大会参加選手数×都度理事会承認による基準単価を、上半期に助成する。

(加盟団体への活動資材の貸与)

第 6 条 TMTU は、加盟団体に対して TMTU 所有の資材を原則無償で貸与する。貸与にあたっては事前に備品借用書を理事会に提出するものとする。使用期間が重なった場合は TMTU の使用を優先する。

(加盟団体資格の喪失)

第 7 条 加盟団体は、次の事由に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 解散したとき。

(加盟団体資格の脱退)

第 8 条 加盟団体が脱退しようとするときは、理由を付して脱退届けを理事長に提出しなければならない。

(加盟団体資格の除名)

第 9 条 加盟団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の議決により、除名することができる。

- (1) 第 2 条に定める基準を満たさなくなったとき。
- (2) 第 3 条に定める義務に違反し、改善の見込みのないとき。
- (3) 長期にわたって連絡が取れないとき。

附則

この規程の改訂版は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

以上